資料１

町田市観光まちづくり推進委員会設置要綱

第１　設置

町田市観光まちづくり基本方針（以下「基本方針」という。）の推進に関し、観光分野の関係者等の意見を聴取するため、町田市観光まちづくり推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第２　役割

委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を市長に報告する。

（１）　基本方針の推進に関すること。

（２）　前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

第３　組織

１　委員会は、委員１０人以内をもって組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

（１）　学識経験を有する者　３人以内

（２）　市内に在住する外国人　１人

（３）　町田市町内会・自治会連合会の代表　１人

（４）　町田商工会議所の代表　１人

（５）　市内の宿泊事業者の代表　１人

（６）　交通事業者の代表　１人

（７）　観光関係団体の代表　２人以内

第４　委員の任期

１　委員の任期は、３年以内とし、市長が別に定める。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任されることができる。ただし、原則として、通算して１０年を限度とする。

第５　委員長等

１　委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

２　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

第６　会議

１　委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

２　委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

第７　庶務

委員会の庶務は、経済観光部観光まちづくり課において処理する。

第８　委任

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附　則

この要綱は、２０１７年１１月２１日から適用する。

附　則

この要綱は、２０１８年４月１日から施行する。